

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務課」を「警務課
総務課」に、「警務課」を「施設装備課」に改め、「教養課」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（警務課）

第2条の2 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察運営の総合調整に関すること。
- (2) 警察行政の調査、研究及び企画に関すること。
- (3) 組織に関すること。
- (4) 人事、定員及び給与に関すること。
- (5) 職員の採用に関すること。
- (6) 勤務制度に関すること。
- (7) 法規及び重要文書の審査に関すること。
- (8) 法令集等の編集に関すること。
- (9) 退職手当に関すること。
- (10) 職員の公務災害補償に関すること。
- (11) 教養その他職員の育成に関すること。
- (12) 術科に関すること。
- (13) 教養施設の整備及び運営に関すること。
- (14) 機関誌の編集及び発行に関すること。
- (15) 警察庁舎の警戒に関すること。
- (16) 他部及び部内の他の所掌に属しないこと。

第4条第2号中「財産、物品」を「物品」に改め、同条第3号を削り、同条中第4号

を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条を次のように改める。

(施設装備課)

第5条 施設装備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財産の管理及び処分に関すること。
- (2) 庁舎及び公舎の営繕に関すること。
- (3) 服制、装備及び車両整備に関すること。
- (4) 有線通信の使用管理に関すること。

第8条を削り、第7条の2を第8条とする。

第33条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) サイバー攻撃対策に関すること。

第34条の2第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第49条の見出しを「(警察学校及び部の附置機関の位置)」に改める。

第51条中「及び第3項」を削る。

別表第1中

総務課公安委員会事務担当室	第3条第1号から第3号までに掲げる事務
---------------	---------------------

を

警務課企画室	第2条の2第1号から第3号までに掲げる事務のうち定員に関する事務のうち同条第6号に掲げる事務
警務課人材マネジメント室	第2条の2第4号に掲げる事務のうち人事事務並びに同条第5号及び第11号から第13号に掲げる事務
総務課公安委員会事務担当室	第3条第1号から第3号までに掲げる事務

--	--

る事務、同 る事務及び
事に関する 第14号ま
務

に改め、同表総務課取調べ監督室の項を削り、同表会計課監査室の項中

「第4号及び第5号」を「第3号及び第4号」に改め、同表中

警務課企画

室	第5条第1号から第3号までに掲げる事務、同条第4号に掲げる事務のうち定員に関する事務及び同条第6号に掲げる事務
---	---

を

情報管理課デジタル
策推進室

ル化施	第7条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事務のうちデジタル化施策の推進に関する事務
-----	--

に改め、同表県民サー

ビス課犯罪被害者支援室の項中「第7条の2第9号」を「第8条第9号」に改め、同表
教養課術科指導室の項を削り、同表地域課地域指導室の項の次に次のように加える。

地域課自動車警ら隊	第12条第5号に掲げる事務
-----------	---------------

附 則

この規則は、令和3年3月26日から施行する。